

委託業務処理要領（案）

1 業務名

北方領土ジオラマ模型製作委託業務

2 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

3 成果品

成果品は、以下の表のとおりとする。

名称	媒体	数量	期限
北方領土ジオラマ模型	別途協議による	1式	令和7年3月21日（金）
取扱説明書	A4判 光学ディスク	2部 1部	令和7年3月21日（金）

提出場所は6の（4）のとおり。

4 委託期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月21日（金）まで

5 留意事項

- （1）制作内容の詳細については、仕様書の内容を基本として、道と受託者が協議して決定する。
- （2）再委託は原則禁止とすること。

6 履行

（1）提出書類等

- ア 受託者は、契約締結後速やかに、業務処理計画書を委託者に提出しなければならない。
- イ 受託者は、業務処理責任者を定めたときは、業務処理責任者選定通知書を受託者に提出すること。
- ウ 受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに、実績報告書を委託者に提出すること。

（2）打合せ

本業務の実施にあたって、業務担当員と業務処理責任者は十分な連絡を取り、相互に確認するものとする。

（3）事故及びトラブル報告

受託者は、業務の履行中に事故やトラブルが発生した場合、直ちに委託者に報告すること。

（4）中間検査

受託者は、委託者が別途指定する時期に、中間検査を受けるものとする。

（5）成果品の納入・検査場所

北海道総務部北方領土対策本部北方領土対策課啓発係
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁5階

7 その他

- (1) 仕様書に疑義が生じた場合及びその他、必要な事項については、委託者が受託者と協議の上、定める。
- (2) 本事業の実施状況を確認するため、本事業の開始から終了までの間に北海道の求めに応じて打ち合わせを行うこととする。
- (3) 成果品及び業務遂行に生じた知的財産に関する著作権及び使用権をはじめ一切の権利は受託者に帰属し、今後の北方領土問題の啓発等に使用する。

業務処理責任者選定通知書

令和6年（2024年） 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住所
受託者
氏名

業務名 北方領土ジオラマ模型製作委託業務

令和6年（2024年） 月 日付けで契約した上記の業務に係る業務処理責任者を次のとおり定めたので通知します。

区 分	氏 名	備 考

- 注1 「区分」欄は、業務処理責任者（管理技術者）、主任技術者等の別を記載すること。
2 管理技術者、主任技術者等については、一定の資格を要するものであるときは、資格内容等を記載した経歴書を添付すること。

実績報告書

令和 年（ 年） 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住所
受託者
氏名

業務名 北方領土ジオラマ模型製作委託業務

令和 6 年（2024 年） 月 日付で契約した上記の契約について完了したので、報告します。

記

- 業務完了年月日 令和 年（ 年） 月 日
- 成果品
- その他 成果品に附帯する著作権等一切の権利を引き渡します。

注 著作権等を引渡しさせる場合は、「3 その他」欄に「成果品に附帯する著作権等一切の権利を引き渡します。」等の文言を記載させること。

仕 様 書 (案)

1 本要件書の定義

北海道が発注する北方領土ジオラマ模型製作委託業務については、契約書及び委託業務処理要領に定めるほか、本仕様書の定めるところによる。

2 業務内容

北方領土ジオラマ模型の製作

3 仕様等

(1) 模型の想定用途

一般公開の展示室での使用

(2) 製作物

北方領土ジオラマ模型

(3) 模型のサイズ

模型サイズ：1470 mm×999 mm

模型縮尺：1/270,000

(4) 構造

ア 模型に分割線がなく一体化されている模型であること

イ 最新の北方領土模型であり根拠のある忠実な形状であること

ウ フィジカル写真模型と同等の模型構造であること

(5) 詳細

ア 地形模型は、デジタル加工装置で切削加工され、水平 0.25 mm以下、垂直 0.05 mm以下の精度とすること。

イ 最新の北方領土模型を作成するにあたり、地形 DEM データは根拠のあるデータを使用すること。

ウ 模型表現については、最新の衛星画像を地形模型の凹凸表現に精密に合わせ制作すること。

エ 衛星画像については道担当者と協議の上、色補正や画像修正などの工程を適宜確認の上、画像補正した物を使用し模型制作をすること。

オ 衛星写真は模型表現に耐えられる画像解像度を使用すること。

カ 模型は一定期間置かれることからケミカルウッド以上の耐久性のある素材を活用した作りとすること。

キ 表示プレートは約 40 種類とし道担当者と協議の上、見せ方や表現などは決定すること。

ク 北海道庁赤れんが庁舎展示室の工事事業者と連携し、他展示予定の模型とサイズや展示方法等の調整を図った上で、制作する模型を設置すること。

ケ 打ち合わせは確認も含め、北海道庁にて 2～3 回程度とする。※打ち合わせに必要な費用は受託者の負担とする。

コ 委託者が別途指定する時期に行う中間検査の旅費交通費（道担当者）などは受託者が負担すること。

(6) 提供データ

表示プレート制作に必要な印刷資料などを支給する。

(7) その他

- ア 搬送中に損傷を受けないよう、梱包材を入れるなどの対策をとること。
- イ 委託者が別途指定する時期に行う担当者による中間検査により確認後、納品場所に納品すること。
- ウ ジオラマ模型と併せて、模型のメンテナンス方法などを記載した取扱説明書を提出すること。
- エ ジオラマ模型は、検査合格後、1年間保証すること。